

## 「令和7年度 市民トーク」開催結果（地頭方地区）

以下のとおり結果を報告します。

### 1 日時等

- (1) 日 時 7月15日（火） 午後7時00分～午後8時30分
- (2) 会 場 地頭方原子力防災センター ジーボ
- (3) 内 容 市長からの市政報告・地区からの質問
- (4) 参加人数 41人

### 2 市長からの市政報告

当日の配布資料を添付

### 3 地区からの質問

別紙のとおり ※事前質問は回答書を配布・当日の会場での質問あり

### 4 当日の様子



## 令和7年度 市民トーク（地頭方地区）質問・要望一覧

日時：令和7年7月15日（火）  
19時～20時30分

場所：地頭方原子力  
防災センター ジーボ

| 番号 | 事 項 名                | 担当部課    |
|----|----------------------|---------|
| 1  | 牧之原市のホームページについて      | 危機管理課   |
| 2  | 避難所、避難場所及び誘導等の看板について | 危機管理課   |
| 3  | 学校再編計画 スクールバスについて    | 学校再編推進室 |
| 4  | 御前崎中学校について           | 学校再編推進室 |

※この他、提出いただきましたご質問につきましては、後日地区を通して回答いたします。

# 令和 7 年度 市民トーク

## 地頭方地区（7/15 開催）

### 質問事項・説明を希望する市政内容

| 件 名 | 1 牧之原市のホームページについて                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容 | <p>前回市民トークで、</p> <p>質問 指定避難場所は、何を見て確認するのか？</p> <p>回答 牧之原市のホームページを開いてください</p> <p>そこで、確認したところ、一部非現行であるため、5 月に変更届を提出しましたが、現在未だに訂正されていません。</p> <p>いつ起こるかわからない災害に対応した、緊急避難場所の市のホームページは、いつ、誰が、どのようにして、管理、更新するのですか？</p> <p style="text-align: right;">【担当：危機管理課】</p>                                                                                                        |
| 回 答 | <p>指定緊急避難場所は、災害発生後、地域の皆様が速やかに一時的に避難する場所で、自主防災会で場所を選定していただき、市で指定するものです。</p> <p>指定避難所は、災害が発生した場合に自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民に必要な間滞在させるための施設です。主に公共施設が対象で市が指定する施設です。</p> <p>遠渡区の指定緊急避難場所は、現在 6 カ所指定してあります。</p> <p>本年 5 月 8 日に提出していただいた変更届につきましては、お茶集荷場を廃止し、(株)小栗農園西側駐車場に変更する内容であります。指定緊急避難場所の変更は、市から国、県への変更届も必要な事務処理となり、現在手続き中ですので、国、県の下承が得られ次第、危機管理課でホームページを更新する予定です。</p> |

# 令和 7 年度 市民トーク

## 地頭方地区（7/15 開催）

### 質問事項・説明を希望する市政内容

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名 | 2 避難所、避難場所及び誘導等の看板について                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 内 容 | <p>これらの表示は、政府の JIS 規格があり、誰でも直ぐに分かるよう表示しなければならないとあります。これらの規格表示板が、まだまだ掲げられていないところだらけです。この現実から防災の街の牧之原市になるには、市で看板を用意し、徹底するお考えはありませんか？</p> <p style="text-align: right;">【担当：危機管理課】</p>                                                                                                                               |
| 回 答 | <p>指定避難所は市が選定し指定する、被災した住民を必要な間滞在させるための施設です。</p> <p>指定避難所への規格表示板は令和 8 年度から順次設置していく予定です。</p> <p>指定緊急避難場所は、自主防災会で場所を選定していただき、市で指定するものです。</p> <p>地域の指定緊急避難場所は、原則としてお住まいの地域の方が一時的に避難する場所です。</p> <p>地域の方の目の届く場所に自主防災会で設置していただくことが一番良いと考えます。</p> <p>毎年、自主防災会に対し、防災資機材整備事業費補助金を交付しておりますので、補助金を有効に活用して整備していただきたいと思います。</p> |

# 令和 7 年度 市民トーク 地頭方地区（7/15 開催） 質問事項・説明を希望する市政内容

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名 | 3 学校再編計画 スクールバスについて                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 内 容 | <p>① バスについては、開校 4 年ほど前から検討するとあるが、現在において、必要台数、必要運転手、必要財源をどう見積もっていますか？またそれは、将来にわたって本当に確約できるか疑問です。地頭方地区のバスは無料で、一部負担には絶対ならないと約束できますか？</p> <p>② スクールバスにより、不登校児童が増えないか。<br/>共稼ぎ家族で核家族 子どもはスクールバスで登下校。<br/>今は、自分の足で学校に登校できる距離だし、バラバラの時間で下校できますが、バスに乗り遅れるとどんなことになるかと想像していますか。<br/>一人も取り残さないという教育理念に立ってのお考えを教えてください。</p> <p style="text-align: right;">【担当：学校再編推進室】</p> |
| 回 答 | <p>① スクールバスについては、開校 4 年ほど前から具体的に検討することとしていますので、台数やバスの大きさなど、詳細はまだ決まっていますが、令和 6 年 1 月に策定した「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」の検討時においては、中型バスとした場合、相良地域・榛原地域の 2 校で 25 台の購入を想定しており、同じバスを 10 年間使用すると想定した場合の費用は次のとおりです。</p> <p>【支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入費 5 億円（25 台分）</li> <li>・運行委託費及び維持管理費 380 万円×25 台×10 年間＝</li> </ul>                            |

9億5千万（費用は市のスクールバスの実績）

合計 14億5千万円

【収入】

・バスの購入費補助金 390万円×25台＝9,750万円

・地方交付税 600万円×25台×10年間＝15億円

合計 15億9,750万円

以上のことから、スクールバスの運行に必要な財源が確保できると考えているため、バスの利用を無償とする方針を示しています。社会状況が大きく変化し、交付税等の状況が変わらない限りは維持できるものと考えています。

② 現在、片浜地区の子どもたちがスクールバスで学校に通っており、片浜地区のスクールバスの検討の際も、保護者からは、「乗り遅れたら迎えに来てくれるのか。」「下校時間がバラバラだがバスは出してくれるのか。」など同様の心配のお声をいただきました。

片浜地区のスクールバスを運行して9年目となりますが、乗り遅れてしまい困ったとのご連絡をいただいたことも、スクールバスになったことによる不登校の事例もなく、問題なく運行ができています。

小学生は現在、登校班で集合時間に集まり集団登校していると思いますが、スクールバスの場合も同様で、集合時間には集合場所に来ていただくようになります。バスは時間通りに出発するのが原則ですが、実際は遅れてくる子を少し待つなどの対応や当日の体調不良による欠席などについても、運転手と連絡を取り運行しています。

ご家庭におかれては、これまでと同様に時間に間に合うよう子どもに支度をさせて送り出していただければと思います。

また、下校については、一斉下校の日は1便、他の日は学年により下校時間が違うため、2～3便を運行しています。登下校中の事故の危険性や、これから子どもが減少することから防犯面でも長距離を歩いて登校するのではなく、家の近くまでバスで送迎がある方がより安全な登下校ができると考えます。

令和 7 年度 市民トーク  
地頭方地区（7/15 開催）  
質問事項・説明を希望する市政内容

| 件 名 | 4 御前崎中学校について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容 | <p>① R5 の回答では、現在御前崎市は、学校の在り方について検討している。また、牧之原市は御前崎市の方針を踏まえた上で跡地検討していく。とありますが、その後について、御前崎市の方針はどうなったか？牧之原市としては、跡地等をどう考えていますか？</p> <p>（現在御中は、牧之原市新庄にあり、牧之原市も御前崎市と合わせた避難所であり、体育館は、原子力災害の要支援者の避難所でもあります）</p> <p>② 旧御前崎町と地頭方の御前崎中学校を小中一貫校とすることを望む声があるが、該当する地域（御前崎市含む）に対し、まったく無視するのか、メリットを検討するのか？<br/>今後の予定を教えてください。</p> <p style="text-align: right;">【担当：学校再編推進室】</p> |
| 回 答 | <p>① 御前崎市の学校の在り方については、現在も引き続き検討中ですので、令和 5 年度の回答と同様、御前崎市の方針を踏まえた上で跡地を検討していくことになります。</p> <p>御前崎中学校の体育館は、原子力災害の要配慮者の避難所として牧之原市が国の補助金を活用してシェルターを整備していますので、引き続き使用できるよう御前崎市と協議してまいります。</p>                                                                                                                                                                             |

② 学校再編計画の策定にあたっては、御前崎市と情報共有を行いながら、地頭方地区の皆さんにもご意見を伺い進めてまいりました。

令和３年度の学校再編計画検討時の意見交換会において、白羽小学校、御前崎小学校及び地頭方小学校を御前崎中学校に移し小中一貫校にしたいとの意見をいただきました。その会場及び文書でも回答させていただきましたが、市が責任を持って、９年間の切れ目ない教育をしたいと考えていますので、学校組合立の小中一貫校をつくることはせず、新しくつくる相良地域の義務教育学校へ地頭方地区の子どもたちも通っていただくこととなります。

学校再編計画の検討時に確認した課題として、御前崎市と牧之原市は、教職員が所属している地区、警察や児童相談所の管轄などさまざまな行政区の境にあり、御前崎中学校の所在地は牧之原市ですが、管理市が御前崎市のため、教職員は小笠地区、警察は菊川署、児童相談所は西部地区など、牧之原市の管轄と異なることで情報共有などが円滑にできにくいなどの課題があります。

また、御前崎中学校は、２市の子どもたちが通っていることから同じ学校に通っていても、小学校のときに使用していた教科書や体験学習の内容が違うため振り返りの共有が難しかったり、学校に係る経費についても支払いの範囲が違ったりと統一が難しい部分があることは、少なからず子どもやご家庭の負担につながるものとなります。

学校再編計画の意見聴取における御前崎中学校を小中一貫校にしたいという意見の状況は、令和２年１０月１６日に実施した地頭方地区意見交換会のアンケートでは３７件中０件、令和３年２月に実施した保護者アンケートの地頭方地区分では９５件中５件、令和３年１１月２日に実施した地頭方地区説明会では４２件中２件という状況でした。地域や保護者のみなさんの意見も踏まえた上で、総合的に判断し、地頭方地区の子どもたちは新しくできる相良地域の義務教育学校に通うことを決定しています。

今後については、施設の老朽化や児童生徒数の減少が進む中、学校を再編し、望ましい教育環境をつくり、市内すべての子ども



|  |                                                                                                                                                                         |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>もたちに対して充実した教育を行っていくことは市の責務であると考えますので、令和 15 年度の開校に向けて、子どもたちやご家庭の負担が大きくならないよう、どのように新しい学校につなげていくかについては、保護者のご意見も聞き、御前崎中学校に通う子どもたちが困ることがないように、御前崎市と丁寧<br/>に協議してまいります。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 「市民トーク（地頭方地区）」の当日参加者による質問

※会場での質疑応答を要約してあります。

### 追加質問 1 市ホームページについて

今の一番の牧之原市のホームページについてという質問の中で、ホームページはいつ誰がどのようにして管理・更新するのかという質問があるが、この回答はどのように理解したらよいか。

#### 【回答者（森田危機管理監）】

先ほど市長の方から答弁させていただいたが、国・県の実情が得られ次第、危機管理課でホームページを更新する。

#### 【質問者】

定期ではなく、都度都度という理解になるか？

#### 【回答者（森田危機管理監）】

本来であれば、今回の要望事項については 9 月の締め切りに合わせて取りまとめ、国や県に一括して提出するのが原則である。しかし、地震などの災害はいつ発生するか分からないため、緊急性を考慮してすでに国と県へ提出を済ませている。現在はその回答を待っている状況であるので、その点についてご理解をお願いしたい。なお、国や県からは市としてもできる限り案件をまとめて提出してほしいという意向が示されている。

### 追加質問 2 学校再編について

本来であれば相良中学校に通うことになる児童が、家庭の事情や保護者の勤務先の都合など特別な理由により榛原方面へ通学を希望する場合、それが認められるのかどうか、またその際にバスの運行はどのように対応されるのか。さらに、いじめ等の問題が生じた場合の転校について、市としてどのような対応を考えているのか。

#### 【回答者（教育長）】

今でも学区外に家を建てて住所を移した場合、本来なら新しい学区の学校に通うことになるが、たとえば小学校 6 年生や中学 3 年生のように最終学年の子どもについて

は、卒業まで今の学校に通わせたいという申請が出されることがある。その場合には教育委員会に書類を出してもらい、認められれば在籍を続けることができる。新しく学校ができて同じような事情は出てくると思うので、その点は整えていく。ただ、すべてを認められるかはわからないが、できる限り配慮していきたい。

通学バスについては、基本的に学校を回るルートで運行するので、個別の家庭事情に合わせて巡回させることは難しい。

### **追加質問 3 防災井戸について**

以前、防災井戸について危機管理課から説明を受けた際、市民へ周知する方法について「案内をする」との話があったが、実際にはどのように知らせるのか、例えばチラシのような形で配布してもらえるのか。

#### **【回答者（森田危機管理監）】**

以前の地区説明会で防災井戸について説明し、その後 LINE や市の広報誌(6月号)で周知し、すでに10名ほどが実際に来て登録している状況である。